

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：43807

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380827

研究課題名(和文) 現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究

研究課題名(英文) Empirical study of the minimum cost of living by the modern version market-basket method System

研究代表者

中澤 秀一 (NAKAZAWA, Shuichi)

静岡県立大学短期大学部・その他部局等・准教授

研究者番号：70435296

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な生活」を営むためには、生計費が最低どの程度必要になるのかについて明らかにするために各地で最低生計費の試算を行った。その結果、現在の最低賃金制度や社会保障制度のもとでは、「健康で文化的な生活」を営むことは難しいことが明らかになった。最低賃金は少なくとも1300円、人間らしい労働時間を考慮に入れば1500円以上が必要であるし、子どもを育てている世帯では住宅費や教育費を軽減する社会保障制度がなければ、貧困問題はますます深刻になっていくだろう。

研究成果の概要(英文)：This study aims to clarify the minimum cost of living to maintain wholesome and cultured secured by article 25 of the Constitution, so we estimate the minimum cost of such a living at a domestic various part. Our estimate clarifies that it is difficult to maintain wholesome and cultured living under the present degree of minimum wage system and social security system. We insist that the minimum wage needs at least 1300 yen to achieve wholesome and cultured living, and more than 1500 yen in humane work-hour. We also insist that if social security system doesn't reduce housing and education expenses of the household bringing up a child, poverty probably becomes increasingly serious.

研究分野：社会政策・社会保障

キーワード：健康で文化的な生活 最低生計費 マーケット・バスケット方式 賃金と社会保障との組み合わせ 最低賃金 普通の暮らし 合意形成会議

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、本研究開始以前には自立可能な社会制度(賃金・社会保障制度・税制)の確立について研究を進めていたことに加えて、2010年度には、静岡県においてマーケット・バスケット方式による最低生計費試算調査の分析担当者として、健康で文化的な生活を送るために必要な生計費の試算を行っていた。

(2) マーケット・バスケット方式による最低生計費の試算に関しては佛教大学の金澤誠一氏の研究が代表されるが、調査方法に改良の余地が残されていた。したがって、より信頼性の高い現代版マーケット・バスケット方式を確立したうえで、いまだに最低生計費調査が実施されていない地域やこれまで実施した地域での調査の再実施することにより広範かつ精度の高い調査結果がもたらされることが期待されていたのである。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な生活」を営むために、生計費が最低どの程度必要になるのかについての試算を行い、その結果を最低賃金制度や社会保障制度、税制等の再構築の根拠として活かすことにあった。

(2) 最低生計費の試算の方法としてマーケット・バスケット方式(全物量積み上げ方式)を採用した。ただし、この方法による試算にはいくつかの問題点が指摘されており、本研究ではそれらの問題点の改善を図ることを目的とした。

(3) このようにして確立した現代版マーケット・バスケット方式を用いて精度の高い調査をこれまで調査が実施されていない地域で実施することで、より広範なデータを集めることを目指した。

(4) 調査から得られたデータを元に賃金と社会保障の組み合わせについての再考を行い、社会制度の再構築についての提言をまとめる政策提言につなげることが最終的な目的となった。

3. 研究の方法

(1) 最低生計費の先行調査を報告書等から多角的分析する。特に、先行して実施された最低生計費の試算調査の調査方法、調査対象、調査結果を把握する。そこから、先行調査の修正すべき問題を把握し、より信頼を得られる、かつ汎用性の高い現代版マーケット・バスケット方式による調査方法を確立させる。

(2) マーケット・バスケット方式による生計費試算の欠点は、分析者の主観に結果が左右されやすい点である。この欠点を改善させ

るために、一般の市民で構成される「合意形成会議」を開催し、その会議での議論を踏まえて生計費試算に活かす方法を確立させる。

(3) 現代版に改善されたマーケット・バスケット方式による調査を、これまでに調査が行われた地域(静岡県、愛知県、東北地方など)および未だ調査が実施されていない地域(新潟県、北海道)で実施する。

(4) アンケート調査実施後は、データを分析してその結果を社会制度(賃金・社会保障制度・税制)の再構築に向けた提言に活かすとともに、現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費調査が普及するようなマニュアル作成も同時に行う。

4. 研究成果

(1) 研究期間に調査を実施した地域は、新潟県、静岡県、愛知県(以上、2015年度)、北海道、東北6県、埼玉県(以上、2016年度)、福岡県(2017年度)で、このうち福岡県については、最終的に改良された現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費調査による調査が行われている。

(2) 若年単身世帯の結果について
25歳の若者が一人暮らしで「健康で文化的な生活」をしようとした場合、月額約22~24万円(税・社会保険料込み)が必要であるという結果が得られた(表1参照)。

表1 25歳単身世帯の最低生計費

都道府県名	北海道	青森県	秋田県	
自治体名	札幌市	青森市	秋田市	
最貴ランク	C	D	D	
消費支出	163,805	162,589	163,216	
食費	39,991	39,977	40,133	
住居費	32,000	26,000	29,000	
水道・光熱	10,206	8,076	8,260	
家具・家事用品	4,071	3,664	3,479	
被服・履物	5,828	6,514	6,626	
保健医療	4,558	2,596	2,596	
交通・通信	16,660	38,342	35,710	
教育	0	0	0	
教養・娯楽	30,068	17,950	18,093	
その他	20,423	19,470	19,319	
非消費支出	44,878	37,294	37,428	
予備費	16,300	16,200	16,300	
最低生計費 (月額)	税抜	180,105	178,789	179,516
	税込	224,983	216,083	216,944
年額(税込)	2,699,796	2,592,996	2,603,328	
月150時間換算	1,500	1,441	1,446	
173.8時間換算	1,295	1,243	1,248	
2017年最低賃金額	810	738	738	

岩手県	山形県	宮城県
盛岡市	山形市	仙台市
D	D	C
173,997	166,317	167,016
40,083	40,032	40,017
35,000	30,000	30,000
9,024	8,695	8,686
4,216	3,905	3,821
6,501	5,628	7,095
2,596	2,596	2,596
39,697	37,634	38,342
0	0	0
17,533	17,057	17,126
19,347	20,770	19,333
37,367	37,367	37,375
17,300	16,600	16,700
191,297	182,917	183,716
228,664	220,284	221,091
2,743,968	2,643,408	2,653,092
1,524	1,469	1,474
1,316	1,267	1,272
738	739	772

福島県	埼玉県	新潟県
福島市	さいたま市	新潟市
D	A	C
167,952	173,524	177,018
40,703	38,610	39,597
32,000	52,500	38,000
8,715	6,867	11,064
3,509	4,781	3,765
6,225	6,906	6,951
2,596	3,366	4,188
37,028	19,635	40,335
0	0	0
17,726	20,225	14,970
19,450	20,634	18,148
37,320	51,055	47,287
16,700	17,300	17,700
184,652	190,824	194,718
221,972	241,879	242,005
2,663,664	2,902,548	2,904,060
1,480	1,613	1,613
1,277	1,392	1,392
748	871	778

静岡県	愛知県	福岡県
静岡市	名古屋市	福岡市
B	A	C
181,897	163,083	161,660
40,253	38,457	43,686
38,000	45,000	32,000
7,559	7,510	7,722
3,883	3,480	3,697
7,521	8,426	7,108
3,255	2,186	1,168
43,356	19,062	15,613
0	0	0
18,408	17,745	24,739
19,662	21,217	25,927
46,662	47,562	49,776
18,100	16,300	16,100
199,997	179,383	177,760
246,659	226,945	227,536
2,959,908	2,723,340	2,730,432
1,644	1,513	1,517
1,419	1,306	1,309
832	871	789

(注) いずれも 25 歳男性で 25 m² の賃貸アパート・マンションに居住していると想定。

今回の試算結果を時給に換算すると(中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間労働の所定内労働時間) **約 1,300~1,400 円/時間** となった。また、現行の一般労働者の平均所定内労働時間に近く、ワーク・ライフ・バランスを図れるような人間らしい労働時間である年間 1800 労働時間 (= 月 150 時間) で時給換算した場合には、**1,500 円レベル以上** となった。表の最下段は、現在の北海道における最低賃金額であるが、今回の試算から得られた「**健康で文化的な生活**」を送るために必要な時給とは大きな隔たりがある。現行の最低賃金では、「**健康で文化的な生活**」を実現することが難しいことを意味する。

また、これまでの各地で試算された最低生計費調査の結果は、月額 22~24 万円程度で大きな差を示さなかった。つまり、最低生計費には最低賃金のような大きな格差は存在しないのである。すなわち、47 都道府県別に異なる最低賃金は、生計費の実態を反映していないことを意味する。

(2) 子育て世帯の結果について

30 代夫婦と未婚子 2 人 (幼児 + 小学生)
 40 代夫婦と未婚子 2 人 (小学生 + 中学生)
 50 代夫婦と未婚子 2 人 (高校生 + 大学生) に
 として「**健康で文化的な生活**」を送るための費用は以下ようになった (ただし、新潟県

については、30代夫婦と未婚子1人で試算)。

30代子育て世帯については、月額約46～50万円、年額約550～600万円の生計費(税込み)が必要であることが明らかになった。幼児がいるこの世帯モデルの生活設計には「保育」が必ず関わってくるために、賃金だけではなく社会保障制度との組み合わせで生計費を満たすことを特に念頭に置かなければならなくなる。いずれにしろ、年収と最低生計費とのギャップは大きく、今回試算された生計費未達の層が、厚労省「平成27年国民生活基礎調査」によれば約5割存在することになる。

40代子育て世帯については、月額約52～57万円、年額約630～690万円の生計費(税込み)が必要であることが明らかになった。やはり30代世帯モデルと同様に、約5割が生計費未達の層であった。

50代子育て世帯については、月額約63～73万円、年額約800～880万円の生計費(税込み)が必要であることが明らかになった。この世代が最も生計費と収入とのギャップが大きかった(生計費未達の層は約6割)。このギャップの最大の中身は、大学の就学費用である。大学への進学が家計に非常に大きな負担となっている。このギャップを埋めるために、大学生の2人に1人は奨学金を借りざるを得ない状況となっている、また、学費や生活費を稼ぐためにアルバイトに勤しむことも珍しいことではなくなっている。高等教育の費用を軽減していかなければ、貧困の連鎖は続くことが予期される。

(3) その他の世帯類型について

上記の世帯類型以外にも、新潟県調査では高齡単身世帯(70代女性)、静岡県調査では高齡夫婦世帯(70代夫婦)、北海道調査ではひとり親世帯(30代母親と子ども)の最低生計費をそれぞれ試算した。

高齡単身世帯については、**月額約15万7,000円、年額約188万円の生計費(税込み)が必要**であることが明らかになった。

高齡夫婦世帯については、**月額約30万円、年額約355万円の生計費(税込み)が必要**であることが明らかになった。

ひとり親世帯(子ども1人)については、**月額約30万円、年額約363万円の生計費(税込み)が必要**であることが明らかになった。

(4) 得られた成果の位置づけおよびインパクト

以上のように、本研究はさまざまな世帯類型ごとに「健康で文化的な生活」を実現するための費用を日本各地で明らかにした。これほどの短期スパンで、これほど広域にわたって生計費の実態が明らかにされたことは初めてである。また、改めてマーケット・バスケット方式による最低生計費試算のか科学的根拠が認識されることにもなった。

埼玉県調査の結果を公表した際に、「埼玉

で人並みの生活 月収50万円必要」(2017年4月17日付『朝日新聞デジタル版』)という記事が掲載され、インターネット経由で広まった。この記事に対する様々な世論の反応があったなかで、最も興味深かったのが「野原ひろしエリート説」である。「野原ひろし」とは、漫画「クレヨンしんちゃん」の主人公の父親のことであるが、作品の舞台は埼玉県であり、30代夫婦に子どもが2人いるという設定が、今回の世帯モデルと合致していたのである。つまり、埼玉県内で30代子育て世帯の生計費が試算のように月額50万円だとしたら、それを稼いでいる「野原ひろし」は相当のエリートではないだろうかという素朴な感想である。主人公一家は、けっしてエリートではなく、庶民として描かれている。しかし、この作品が描かれた当時(1990年代)と現在とでは経済の状況があまりにも違っており、「結婚して子持ち+持ち家」を実現できるのはエリート層になってしまっている現実である。「普通の暮らし」の意味合いが、時代により大きく変化していることを思い知らされた出来事であった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

中澤秀一、「新たな最低生計費調査の実施に向けて」、静岡県労働研究所所報、査読なし、第28号、2015年、p35～45

中澤秀一、「静岡県最低生計費試算調査結果(25歳単身世帯)」、静岡県労働研究所所報、査読なし、第31号、2016年、p47～81

中澤秀一、「最低生計費調査から見えてきたもの」、月刊全労連、査読なし、No232、2016年、p1～12

中澤秀一、「最低生計費調査からみた最賃制度の問題点」、経済、査読なし、No.253、2016年、p56～66

中澤秀一、「最低賃金の妥当性」、日経ビジネス、査読なし、No1868、2016年、p96～97

中澤秀一、「最低生計費調査から見た現行最賃の問題点」、労働総研クォーター、査読なし、No105、2017年、p24～32

中澤秀一、「2015年静岡県最低生計費調査結果報告書 30代・40代・50代世帯類型別の結果」、静岡県労働研究所所報、査読なし、第32号、2017年、p13～69

中澤秀一、「静岡県最低生計費調査結果 高齡者夫婦(70代夫婦)世帯」、静岡県労働研究所所報、査読なし、第33号、2017年、p15～33

中澤秀一、小澤薫、「高齡者の生活実態 最低生計費調査や聞き取り調査から見えること」、貧困研究、査読あり、Vol.18、2017年、p112

中澤秀一、「全国最低生計費調査で明らかになったこと」、月刊労働組合、査読なし、第639号、2017年、p26～29
中澤秀一、「最低生計費調査『25歳単身者』モデル」、季刊働くもののいのちと健康、査読なし、No.74、2018年、p2～5
中澤秀一、「最低賃金と最低生計費」、学習の友、査読なし、No.778、2018年、p20～25

〔学会発表〕(計2件)

中澤秀一、小澤薫、「高齢者の生活実態最低生計費調査や聞き取り調査から見えること」、貧困研究会、2016年
中澤秀一、小澤薫、「ひとり暮らし高齢者の生活実態と最低生計費」、社会政策学会、2017年

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://welfare.fem.jp/?p=245>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中澤 秀一 (NAKAZAWA, Shuichi)

静岡県立大学短期大学部・短期大学部・准教授

研究者番号：70435296

(2) 研究分担者

小澤 薫 (OZAWA, Kaoru)

新潟県立大学・人間生活学部・准教授

研究者番号：00413170

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()